

20陳情 第41号	「認可保育所への最低基準の廃止・見直し」と「直接契約方式の導入」と「新宿区の待機児童の解消」に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成20年11月21日受理、平成20年11月28日付託
陳 情 者	新宿区若松町_____

## ( 要 旨 )

1. 認可保育園の最低基準の廃止・見直しを行わず、公的予算の拡充を求める意見書を国に提出して下さい。
2. 認可保育所への直接契約の導入を行わないよう国に意見書を提出して下さい。
3. 区として待機児童の解消を早急に行うようにして下さい。

## ( 理 由 )

日本の出生率が増加しない大きな理由に、世界的にみても大変貧しい国の保育・子育て予算があげられます。少子化が進む中であって、保育園にはいれない待機児童の数は新宿でも増え続けています。(新宿区では9月1日で117人です。)しかし、国は保育・子育て施設の必要性を主張しながら、公立保育園の運営経費の一般財源化をはじめ保育の「規制緩和」をおしすすめてきました。実際には、その責任を地方自治体におしつけてきました。

保育所最低基準は、こどもの成長を支える保育の諸条件をつくるもので、その廃止は保育の地域格差を広げるとともに、子どもの保育環境を損なうことにつながります。

直接契約導入では、いままでの自治体の審査をへて入園が決定するシステムから事業者が子どもを選択できるようになり、すべての子どもの等しく保育を受ける権利が脅かされる懸念があります。また、最低基準が廃止され、直接契約方式の導入がされれば、さらに国の予算が削られ自治体の負担が増大する可能性がきわめて高いと言わざるを得ません。

すべての子ども達の発達を保障することは、国や自治体に課せられた責務です。国と自治体が応分の負担をすることは、当然のことです。

つきましては、貴議会から国にたいし、最低基準の廃止・見直しと直接契約の導入を行わないよう、意見書を提出していただくよう、また待機児童の解消を早急に行うよう陳情いたします。